

**参考資料(1)** 以下はいずれも日本人のケースですが、

**死体遺棄容疑で逮捕されるも、死体遺棄罪では起訴されなかった事例**

1, 2020年12月7日に東京大井署により、日本人女性が自室内で孤立死産した子の遺体を黒いビニール袋に入れて、部屋の中においていたとして死体遺棄の容疑で逮捕されるも、慈恵病院が逮捕3日後に抗議の記者会見を開き、東京地検は不起訴とした

2, 2021年9月26日 自宅で死産した子の遺体を自宅の冷蔵庫内に遺棄したとして、死体遺棄の疑いで香川県内在住の夫婦が香川県警に逮捕されましたが、弁護士の抗議、マスコミ報道などで、高松地検は不起訴としました。

3 空き地に母親の遺体を埋めたとして死体遺棄容疑で熊本県警により、2023年11月17日に逮捕された男性に対して、熊本地検は、死後、母親の年金を生きているように装って不正受給したとして、詐欺と有印私文書偽造の罪で男性を2023年12月27日付で起訴しましたが、死体遺棄容疑では不起訴としました。

**参考資料(2) 最高裁で無罪となったベトナム人技能実習生リンさんの死体遺棄事件の概要**

2018年8月、ベトナム人技能実習生リンさんは150万円の借金をして、熊本県内のミカン農家に技能実習生として来日しました。来日後1年半ほど、リンさんは休日もなしに借金を返すために働き続けます。そして、交際しているパートナーとの間に妊娠していることに気が付きます、しかし、「妊娠が監理団体や雇用主に知られたら、帰国させられる」という恐れから、誰にも相談できず、2020年11月15日、一人で住んでいた民家の居室で双子の赤ちゃんを死産しました。出産の痛みと死産のショックの中で、二人の子どもの遺体をタオルで包み、名前を付け、吊いの言葉を添えて、箱に入れセロテープで封をして近くにある棚の上に安置して一晩を一緒に過ごしました。そして、翌日監理団体職員らに病院へ連れていかれ、医師に妊娠-出産の事実を認め、医師が警察へ通報します。リンさんは、死体遺棄容疑で、2020年11月19日に熊本県警に逮捕され、マスコミにより全国報道されます。同年12月10日熊本検察庁が、死体遺棄罪で起訴しました。

2021年7月20日、熊本地裁は、「死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備でないから、国民の一般的な宗教感情を害することは明らかである」として、「懲役8月、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡しました。また、控訴審である福岡高裁は、2022年1月19日に、控訴審での最大の争点であった死体から離去していない死体遺棄罪の放置(不作為)には、一定の時間的経過が必要という主張を採用し、原審判決を破棄しました。しかし、起訴状や訴因に明示されず、1審判決でも争点になっていなかった「隠匿」による死体遺棄罪の成立を認め、リンさんが二重の段ボールに入れて13ヶ所の粘着テープで封をしたことと妊娠と死産したことを隠し続けた前後の発言を根拠に、有罪としました。しかし、2023年3月24日、最高裁判所はリンさんの行為は「他者が死体を発見することが困難な状況を作成した」けれども「習俗上の埋葬等と相いれない処置とは認められない」ので「遺棄」には当たらないとして逆転勝訴判決を裁判官4名の全員一致で言い渡しました。